京都市告示第 2 2 3 号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法第3条第1項の規定に基づき,電線 共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定しましたので,同条第4項の規定に 基づき告示します。

平成24年8月27日

京都市長 門川 大作

道路の種類	路線名	区間	指定の部分・延長
主要府道	宇多野嵐山山田線	右京区嵯峨中ノ島町	上り線・50m
		無番地地先から	
		西京区嵐山中尾下町	
		55番地の3地先まで	

(建設局土木管理部道路河川管理課)